

求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧及び適用される訓練科の範囲

別添3

※求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を赤字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカーで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容	適用される訓練科の範囲
	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
留意事項 (本文)	2	認定職業訓練実施奨励金の受給手続き	P43	介護分野及び障害者福祉分野のコースにおける職場見学等促進奨励金が令和9年3月31日まで延長となりました。詳細は、労働局にお問い合わせください。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	3	認定後の訓練計画の変更	P49	変更後速やかに届出が必要な項目に電話番号を追加しました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	4	機構支部等による実施状況の確認	P51	・就職支援責任者の勤務予定表を速やかに支部に提出するよう追記しました。(詳細については、機構支部にお問い合わせください。) ・実施状況確認時に、就職支援責任者の出勤状況が分かる書類を準備するよう追記しました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	5	別添4	P66	キャリアコンサルティングの振替時の出席管理についての取扱いを変更しました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
留意事項 (別添)	6	別添4	P69	複数のグループに分かれて職場体験・職場見学を実施する際の出欠管理について追記しました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	7	別添13	P97	通所日を設けないオンライン訓練の実施について、令和8年3月31日まで延長となりました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	8	別添14	P110	介護分野及び障害者福祉分野のコースにおける職場見学等促進奨励金が令和9年3月31日まで延長となりました。詳細は、労働局にお問い合わせください。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	9	別添15	P117	合同実施が可能な科目に職業能力開発講習を追加しました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	10	別添19	P133-134	訓練を振替した際の記載例を追加しました。詳細は、ハローワークにお問い合わせください。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	11	参考様式1 別紙3	P7-8	選考結果記録をまとめる様式を追加しました。作成は任意となります。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
様式集	12	様式A-20-1 記入例	P39	キャリアコンサルティングの振替時の出席管理についての取扱いを変更しました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科
	13	様式A-30-1	P96-97	様式が改訂されました。	令和7年4月1日以降に開講されるすべての訓練科